

会社法第 782 条第 1 項に定める事前開示書類

(吸収分割に関する事前開示書類)

2021 年 5 月 28 日

株式会社アジュバンコスメジャパン

会社法第 782 条第 1 項に定める事前開示書類
(吸収分割に関する事前開示書類)

2021 年 5 月 28 日

兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目 5 番 5 号
株式会社アジュバンコスメジャパン
代表取締役 中村 豊



株式会社アジュバンコスメジャパン（以下「当社」といいます。）は、2021 年 5 月 11 日付で当社の完全子会社である株式会社アジュバンコスメジャパン準備会社（以下「承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、承継会社を吸収分割承継会社、当社を吸収分割会社とし、2021 年 9 月 21 日を効力発生日として、当社が営む全事業（但し、当社がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配及び管理に関する事業を除きます。以下「本事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

当社が本吸収分割に際し会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条により開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 吸収分割の対価の相当性に関する事項

① 交付する株式数に関する事項

承継会社は、本吸収分割に際して、新たに普通株式 3,000 株を発行し、その全てを吸収分割会社である当社に割当て交付します。承継会社は当社の完全子会社であり、また本吸収分割に際して承継会社が発行する株式の全てが分割会社である当社に交付されることから、承継会社が交付する株式数については相当であると判断しております。

② 本吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金等の額は、次のとおりであり、本吸収分割後における承継会社の事業内容並びに当社から承継する資産及び負債に照らして相当であると判断しております。

資本金	0 円
資本準備金	0 円
その他資本剰余金	株主資本等変動額から前各号の額を減じて得た額
利益準備金	0 円
その他利益準備金	0 円

3. 承継会社の計算書類等に関する事項

承継会社について確定した事業年度は存在しません。承継会社の成立の日（2021 年 4 月 7 日）における貸借対照表は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	—
現金預金	20	純資産の部	
		資本金	10
		資本準備金	10
資産合計	20	負債及び純資産合計	20

4. 承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 分割会社及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

① 当社の債務の履行の見込みについて

当社の 2021 年 3 月 20 日現在の貸借対照表における資産の額は 5,113 百万円、負債の額は 999 百万円であり、資産の額が負債の額を上回っており、その後、同日から現在まで、これらの額に重大な変動は生じておりません。

本吸収分割により、当社は本事業を承継会社に承継させますが、それに対応する負債も承継させ、本吸収分割後においても、当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれています。

また、現在から本吸収分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

以上から、本吸収分割後における当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれており、また、収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼす事態は、現時点において予測されていません。

したがって、本吸収分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務について履行の見込みがあると判断しております。

② 承継会社の債務の履行の見込みについて

承継会社の成立の日の貸借対照表における資産の額は 20 百万円、負債の額は 0

円であり、資産の額が負債の額を上回っており、その後、同日から現在まで、これらの額に重大な変動は生じておりません。

本吸収分割により、承継会社は本事業を承継しますが、本事業については資産が負債を上回ることが見込まれています。

また、本吸収分割の効力発生日までに承継会社の資産及び負債の状態に重大な変動が生じる事態は現在のところ予測されておりません。

以上から、本吸収分割後における承継会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれており、また、収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、承継会社の債務の履行に支障を及ぼす事態は、現時点において予測されていません。

したがって、本吸収分割の効力発生日以後において、承継会社が本吸収分割によって当社から承継した債務について履行の見込みがあると判断しております。

以 上



吸収分割契約書

株式会社アジュバンコスメジャパン（以下「甲」という。）及び株式会社アジュバンコスメジャパン準備会社（以下「乙」という。）は、甲が第1条に定義する本事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり合意したので、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

乙は、本契約に定めるところに従い、本吸収分割により、甲が営む全事業（但し、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配及び管理に関する事業を除く。以下「本事業」という。）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを甲から承継する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

- (1) 甲： 吸収分割会社
商号： 株式会社アジュバンコスメジャパン
住所： 兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目5番5号
- (2) 乙： 吸収分割承継会社
商号： 株式会社アジュバンコスメジャパン準備会社
住所： 兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目5番5号

第3条（本吸収分割により承継する権利義務に関する事項）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は別紙記載のとおりとする。
2. 乙が甲から承継する債務については、重疊的債務引受の方法によるものとする。但し、この場合における最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継される債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は、乙に対してその負担の全部を求償することができる。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際し、その普通株式 3,000 株を発行し、その全てを本承継対象権利義務の対価として甲に割り当てる。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|------------------------|
| (1) 資本金 | 0 円 |
| (2) 資本準備金 | 0 円 |
| (3) その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から前各号の額を減じて得た額 |
| (4) 利益準備金 | 0 円 |
| (5) その他利益準備金 | 0 円 |

第6条（本効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年9月21日とする。ただし、本吸収分割に係る手続の進行に応じ、必要があるときは、乙及び甲の合意により、これを変更することができる。

第7条（株主総会）

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約及び本吸収分割に必要な事項に関する承認を得るものとする。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、乙の株主総会の承認を得ずに本吸収分割を行う。

第8条（管轄）

本契約に関する一切の紛争については、神戸地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9条（誠実協議）

本契約の解釈又は履行について疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項については、各当事者は、信義誠実の原則に従い、協議のうえ円満に解決を図るものとする。

<条文以上>

上記合意の成立を証するため、本契約書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保有し、乙はその写しを保有するものとする。

2021 年 5 月 11 日

甲： 兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目 5 番 5 号
株式会社アジュバンコスメジャパン
代表取締役 中村 豊



乙： 兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目 5 番 5 号
株式会社アジュバンコスメジャパン準備会社
代表取締役 田中 順子



本承継対象権利義務

本吸収分割により乙が甲より承継する権利義務は、効力発生日における本事業に係る以下の資産、負債、雇用契約及びその他の契約上の地位並びにこれらに付属する権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2021年3月20日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本吸収分割の効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

本事業に係る現金及び預金、売掛金、商品及び製品、仕掛品その他の資産。但し、甲のグループ経営管理等に係る資産を除く。なお、甲乙が協議の上で合意したものは承継対象に含めることができる。

2. 負債

本事業に係る買掛金、未払金その他の負債。但し、甲のグループ経営管理等に係る負債を除く。なお、甲乙が協議の上で合意したものは承継対象に含めることができる。

3. 承継する雇用契約

本事業に従事する甲の従業員（以下「承継対象従業員」という。）との間の雇用契約及びこれらに付随関連する一切の権利義務（効力発生日までの甲と承継対象従業員との間の雇用関係に関連して発生する賃金、退職金その他一切の債務を含む。）。

4. 承継する契約関係（雇用契約を除く。）

本事業に係る契約及びこれらに付随関連する権利義務。但し、甲のグループ経営管理等に係る契約を除く。なお、甲乙が協議の上で合意したものは承継対象に含めることができる。

5. 許認可

甲の本事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なものの。

以 上